

## 2. ①中小企業経営強化税制

### 新型コロナウイルス感染症対応下における経営力向上計画の認定に関する柔軟な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営力向上計画の申請時に必要な「工業会証明書」や「経済産業局確認書」の発行遅延等により、設備を取得した事業年度末までに認定を受けられないケースにおいて、以下の特例を講じることとなりました。

○ 経営力向上計画の認定申請先において、**令和2年2月以降に取得した設備**に関しては、設備取得から経営力向上計画の申請（受理）までの期間が**60日を超過する場合であっても**、令和2年9月30日までの期間は、**申請を受理**することとします。

○ 令和2年9月30日までの期間に申請された経営力向上計画については、特例措置として、**設備を取得し事業の用に供した年度**（各企業の事業年度）**内に認定を受けたものと、同様に取扱う**こととします。

※ 税制の適用に当たっては、設備取得後に経営力向上計画を申請する場合、設備を取得し事業の用に供した年度内に認定を受けなければなりません。この特例措置により、当該年度内に中小企業等経営強化法における認定を受けたものとして取り扱われ、税制の適用要件を満たすこととなります。

※ 特例措置を受ける場合、認定書が確定申告書の提出期限までに入手できないケースも考えられますが、例えば、中小企業者等において、年度中に対象設備を取得・事業供用し、確定申告書を作成（本税制の適用があるものとして計算）済みであるものの、必要書類の入手が遅れている場合には、確定申告書を提出した後で、その必要書類が入手でき次第、税務署へ追加提出することも可能です。

※ 税務署への**必要書類の追加提出については**、この特例措置が令和2年9月30日までの申請となるため、遅くとも**令和2年12月末までに税務署へ提出するようにしてください**。必要書類の追加提出を行う中小企業者等については、その他の適用要件を満たすことを前提に本税制の特例が認められます。

※ 計画内容の審査の結果、認定が受けられず、必要書類の追加提出ができなかった場合には、本税制の適用要件を満たさないこととなりますので、この場合は修正申告が必要となります。（中小企業者等が自主的に修正申告を行う場合には加算税はかかりません。）

○ この他にも、国税に関する取扱いとして、本税制の必要書類の入手が遅れたことなどにより期限までに申告が困難なケースについては、個別の申告期限延長が認められます。詳しくは、国税庁の「新型コロナウイルス感染症に関するFAQ」をご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>